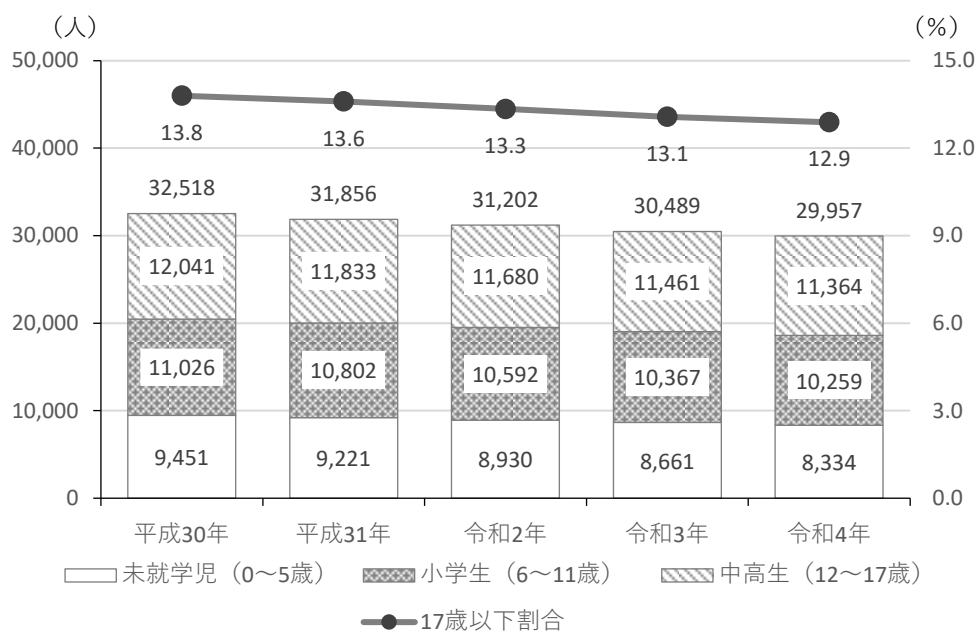


## 第2章 子どもの貧困をめぐる状況

### 1 人口の減少と少子化の進展

春日部市の人口は、232,400人（令和4年4月1日現在）で、微減傾向にあります。そのうち、子ども（18歳未満）の人口は、29,957人と、人口の約1割を占めています。総人口に占める子ども人口の割合は、13.8%（平成30年）から12.9%（令和4年）と微減傾向にあります。

【子ども人口の推移】

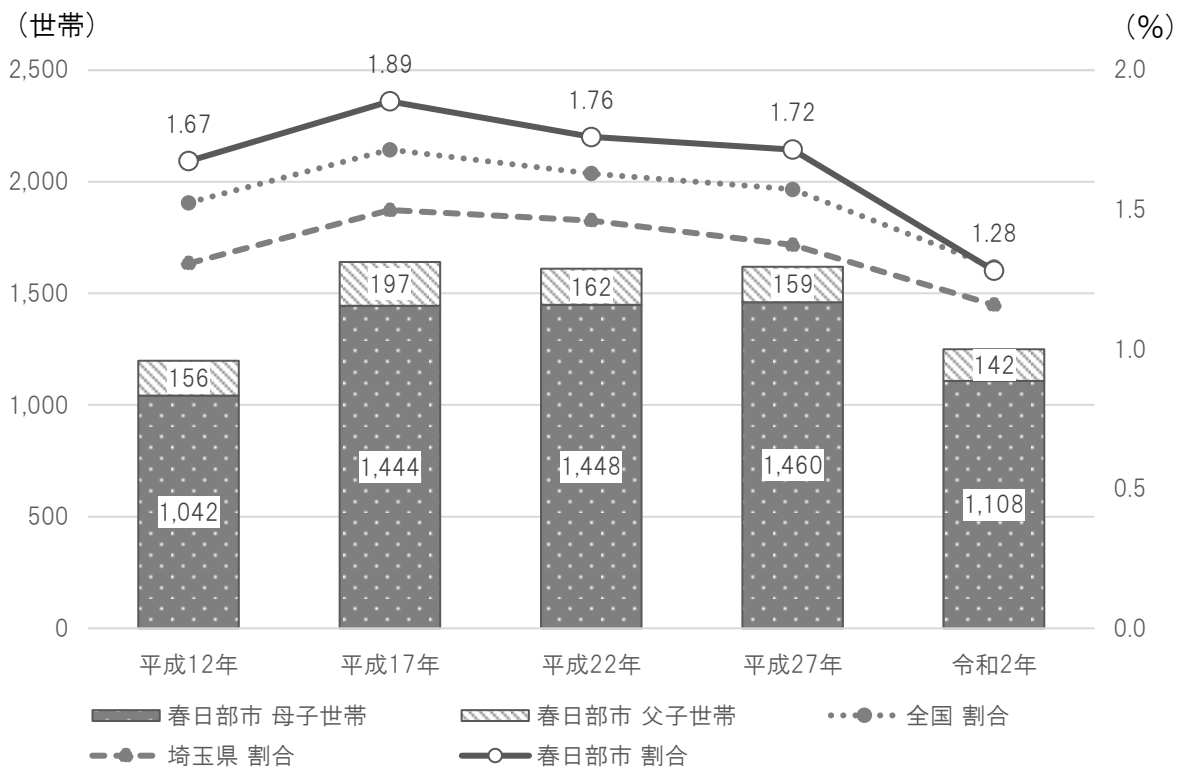


【資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）】

## 2 母子・父子世帯の推移

ひとり親家庭は、令和2年の国勢調査によると、ひとり親世帯が1,250世帯（母子世帯1,108世帯、父子世帯142世帯）、全体に占める割合は1.28%で、前回調査時より母子・父子世帯ともに減少しています。世帯数に占める割合は、全国とほぼ同じで、埼玉県に比べて高くなっています。

【母子・父子世帯数】

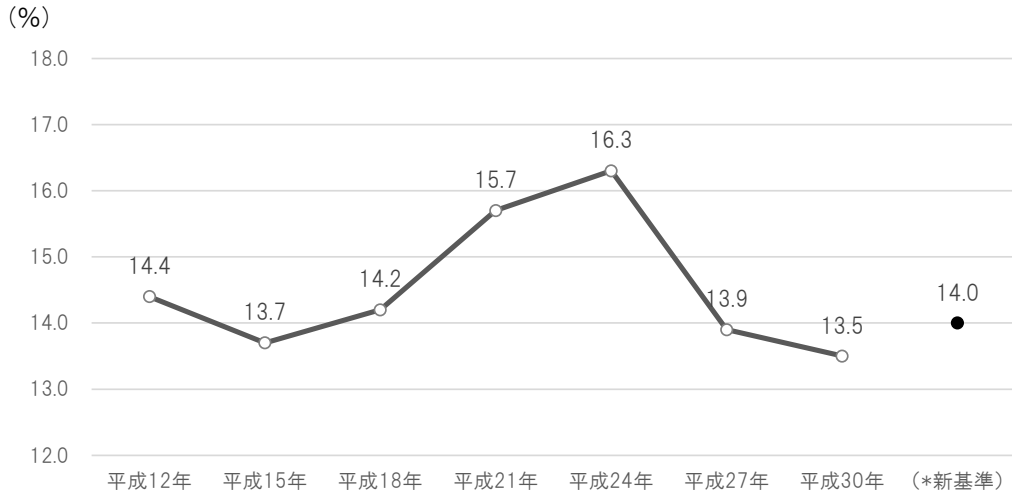


【資料：国勢調査】

### 3 子どもの相対的貧困率の推移

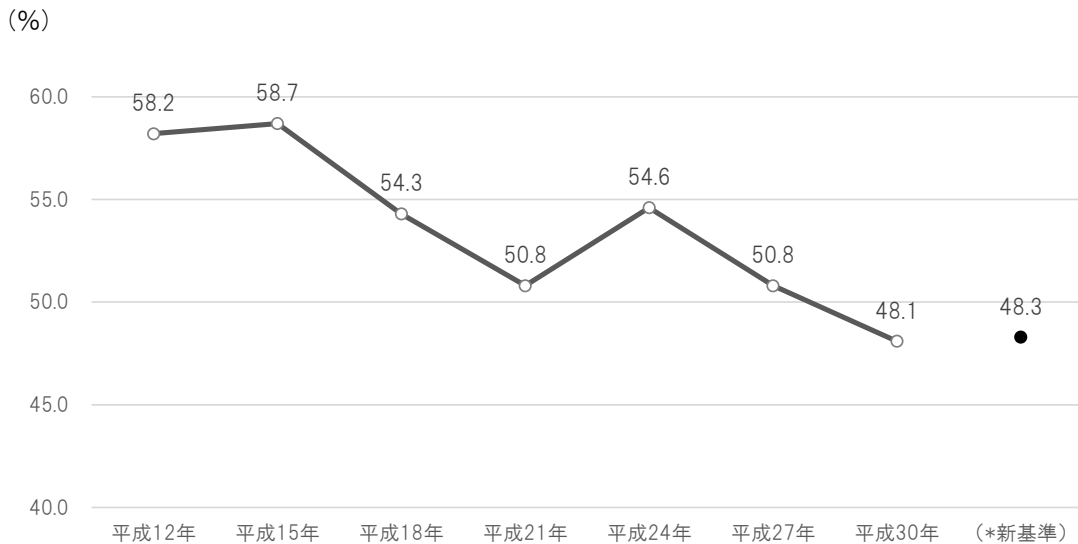
子どもの相対的貧困率\*は、平成24年の16.3%から平成30年に13.5%となり、やや改善しましたが、子どもの貧困問題への対応が社会的な課題となっています。

【子どもの相対的貧困率】



【資料：国民生活基礎調査】

【ひとり親世帯の相対的貧困率】



【資料：国民生活基礎調査】

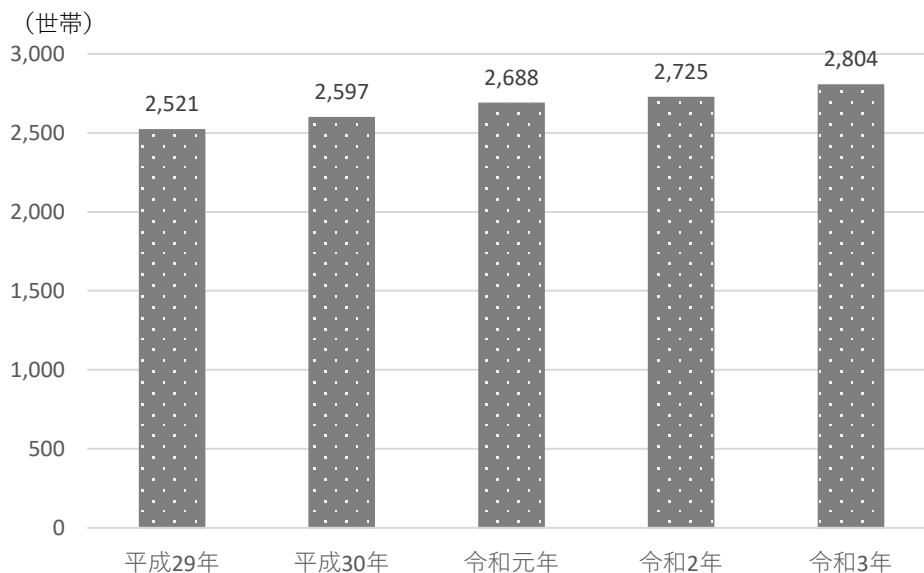
\*新基準とは、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を算出する可処分所得（拠出金として税金・社会保険料などを除いた所得）の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加

## 4 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

### 1) 生活保護受給世帯数

生活保護受給世帯数は、年々増加傾向にあり、令和3年では2,804世帯となっています。

【生活保護受給世帯数】

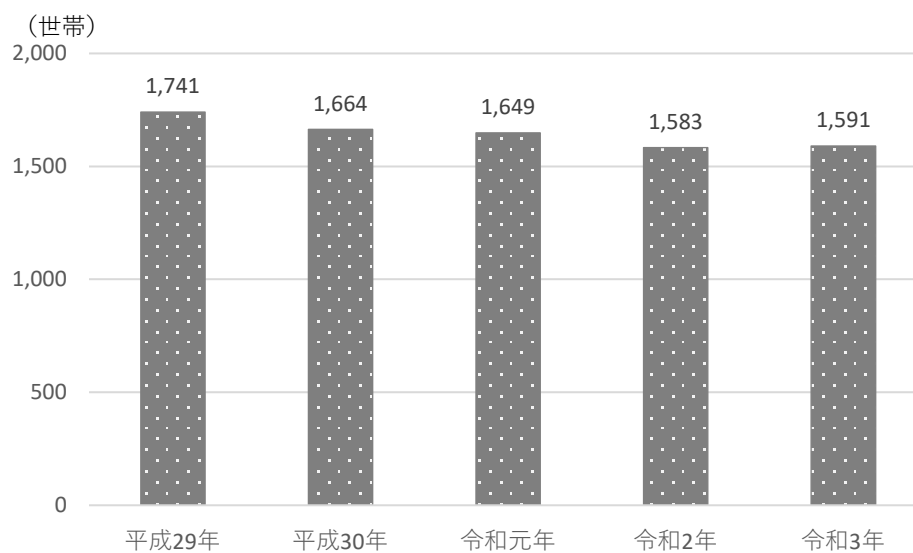


【資料：生活支援課】

## 2) 児童扶養手当受給者世帯数の推移

児童扶養手当\*受給者世帯数は、年々減少傾向にあり、平成29年から令和3年の4年間で8.6%減少しました。

【児童扶養手当受給者世帯数】



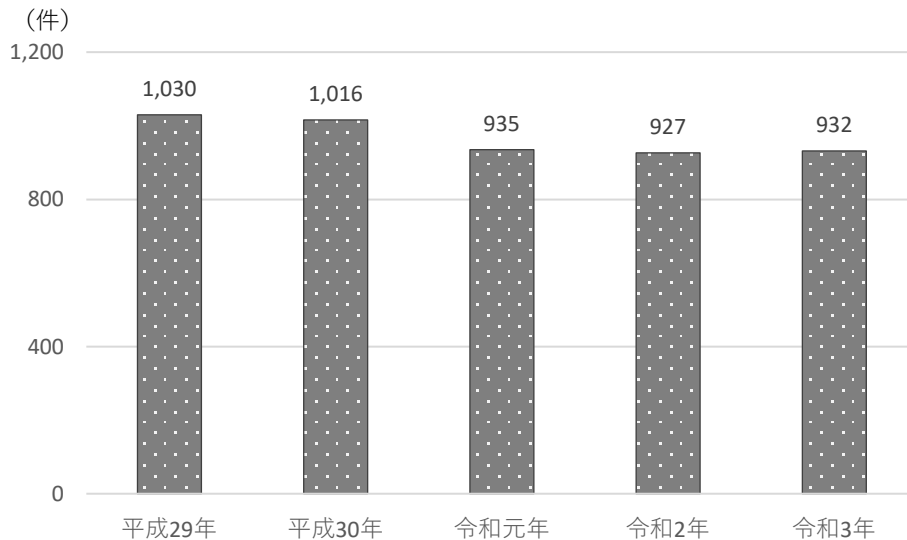
【資料：こども政策課】

## 5 相談の状況

### 1) 相談の状況と相談先

相談受付件数について、平成30年までは1,000件を超えており、令和元年に減少し、その後は横ばい傾向にあります。平成29年から令和3年の4年間で9.5%減少しました。

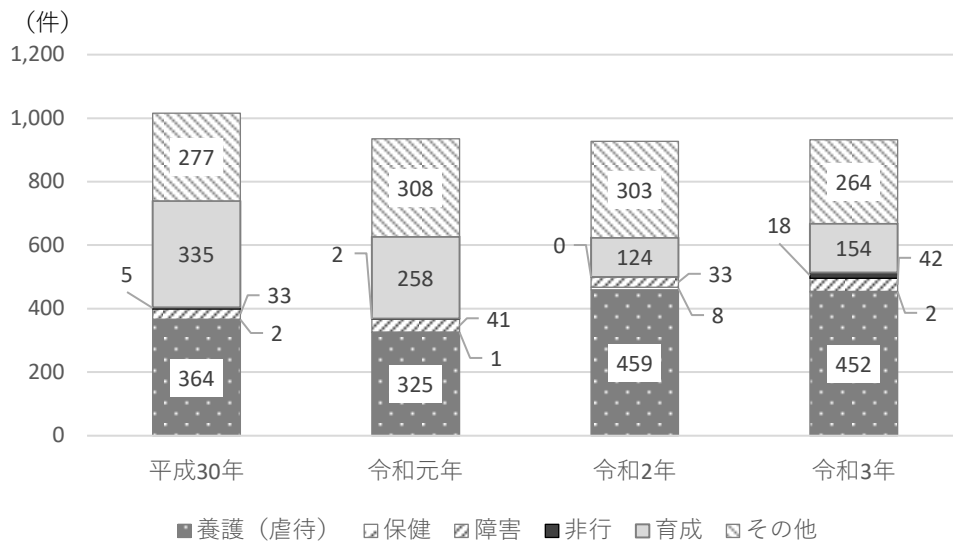
【相談受付件数】



【資料：こども相談課・家庭児童相談室】

相談内容では、平成30年以降は養護（虐待）が最も多く、その後も増加傾向にあります。次いで、育成が多く、その後は減少傾向にあります。

【相談内容内訳】



【資料：こども相談課・家庭児童相談室】

## 6 春日部市生活状況アンケート調査

### 1) 調査の目的

本調査は、「春日部市子どもの貧困対策推進計画」策定のための基礎資料とし、分析結果を春日部市における子育て世帯等への施策に役立てることを目的としています。

### 2) 調査設計

#### (1) 調査対象

春日部市在住の 7,394 人を調査対象とし、内訳は以下の通り。

対象者	対象人数
小学校5年生・中学校2年生	3,697人
小学校5年生・中学校2年生保護者	3,697人

(2) 実施日 令和4年2月2日(水)～令和4年2月18日(金)

(3) 調査方法 各学校配布・回収

#### (4) アンケートの回収率

票の種類	配布数	回収数	回収率
小学校5年生・中学校2年生票	3,697件	2,866件	77.5%
小学校5年生・中学校2年生保護者票	3,697件	2,822件	76.3%

### 3) 生活困難区分

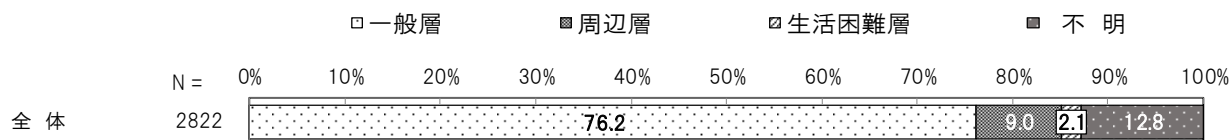
調査では、困難状況について「生活困難層」とその「周辺層」の2つの区分で集計分析しました。

生活困難層	①等価世帯収入（世帯収入を世帯の人数の平方根で割ったもの）が127万円未満（厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」による2018（平成30）年の貧困線）で、かつ、②経済的な理由で、公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金）が払えなかったり、家族が必要とする食料や衣料が買えなかったりした経験が一度でもあった層
周辺層	①または②のいずれかに該当する層

## 1) 経済的な状況、暮らしの状況

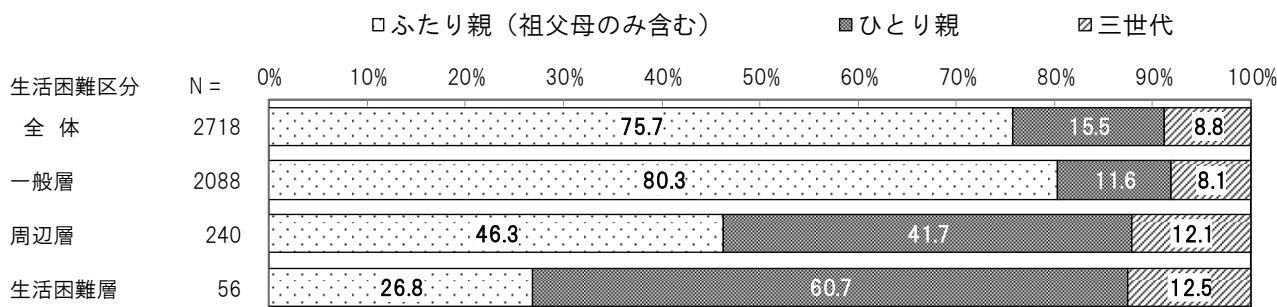
全体において、「生活困難層」が2.1%、「周辺層」が9.0%、計11.1%です。

### 【生活困難区分の状況】



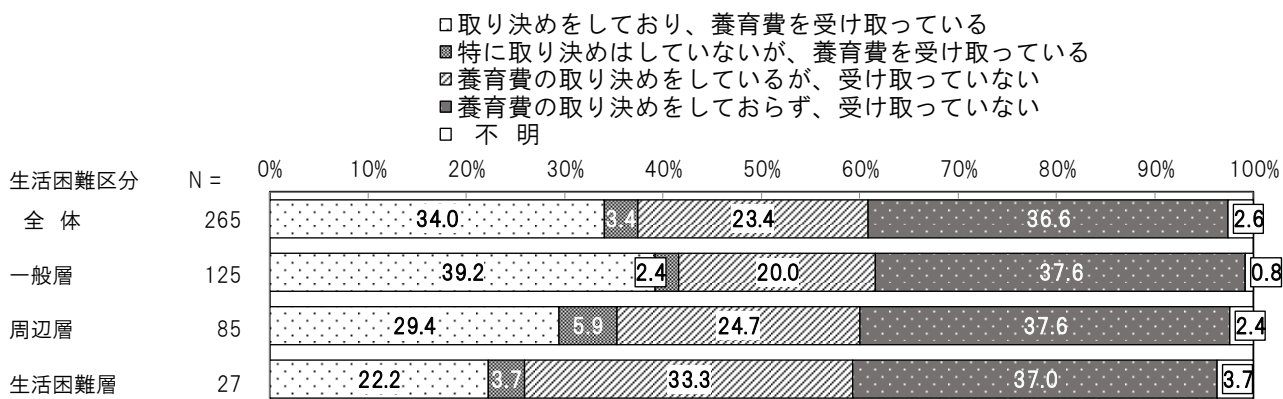
「ひとり親」世帯について、全体では15.5%であるのに対して「生活困難層」では60.7%、「周辺層」では41.7%と高くなっています。

### 【世帯の状況】



「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」について、「一般層」は20.0%であるのに対し、「周辺層」が24.7%、「生活困難層」が33.3%と高く、生活が困難である層ほど取り決めをしても養育費を受け取れていません。

### 【養育費の取り決めの有無】

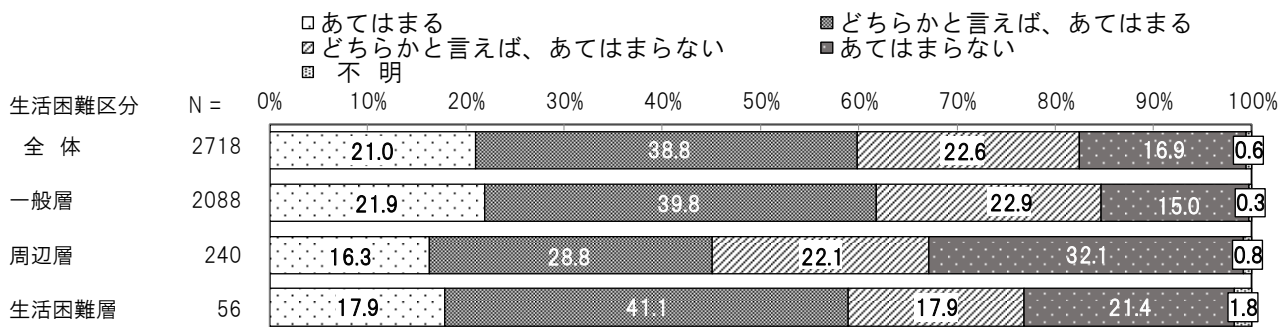




## 2) 子どもとの関わり方

子どもに本や新聞を読むように勧めているかについて、「周辺層」において、「あてはまらない」が32.1%と高くなっています。一方で「生活困難層」では、「あてはまる」「どちらかと言えばあてはまる」を合計した割合が59.0%で全体の平均とほぼ同じです。

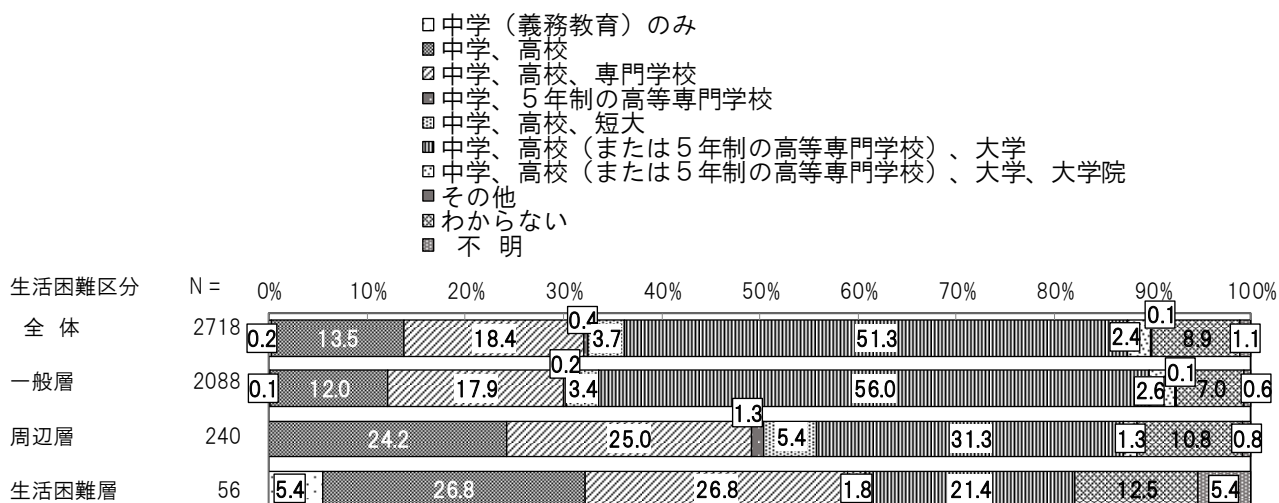
【本や新聞を読むことについて子どもとの関わり方】



## 3) 保護者の進学期待・展望

子どもの進学段階に関する期待・展望について、「大学」までが「生活困難層」は21.4%、「周辺層」は、31.3%と全体に比べて低くなっています。

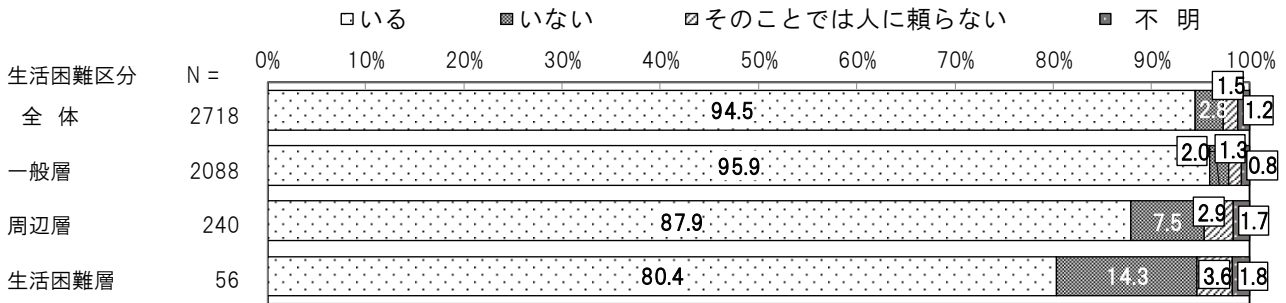
【子どもの進学段階に関する希望・展望】



#### 4) 頼れる人の有無・相手

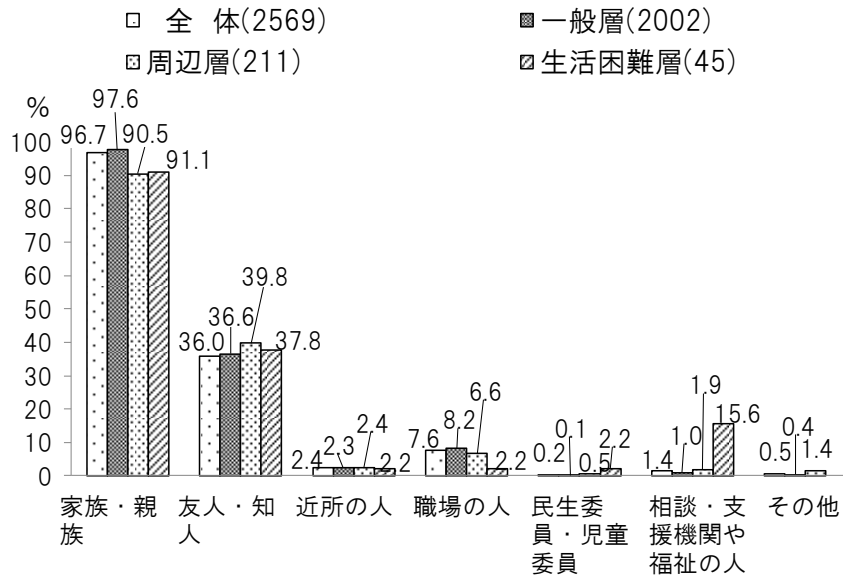
重要な事柄の相談に関して頼れる人が「いない」が「生活困難層」で14.3%、「周辺層」で7.5%と高くなっています。どの層においても、相談相手は、「家族・親族」「友人・知人」「職場の人」という順ですが、「生活困難層」で「相談・支援機関や福祉の人」が15.6%と高くなっています。

【重要な事柄の相談相手の有無】



【重要な事柄の相談相手】

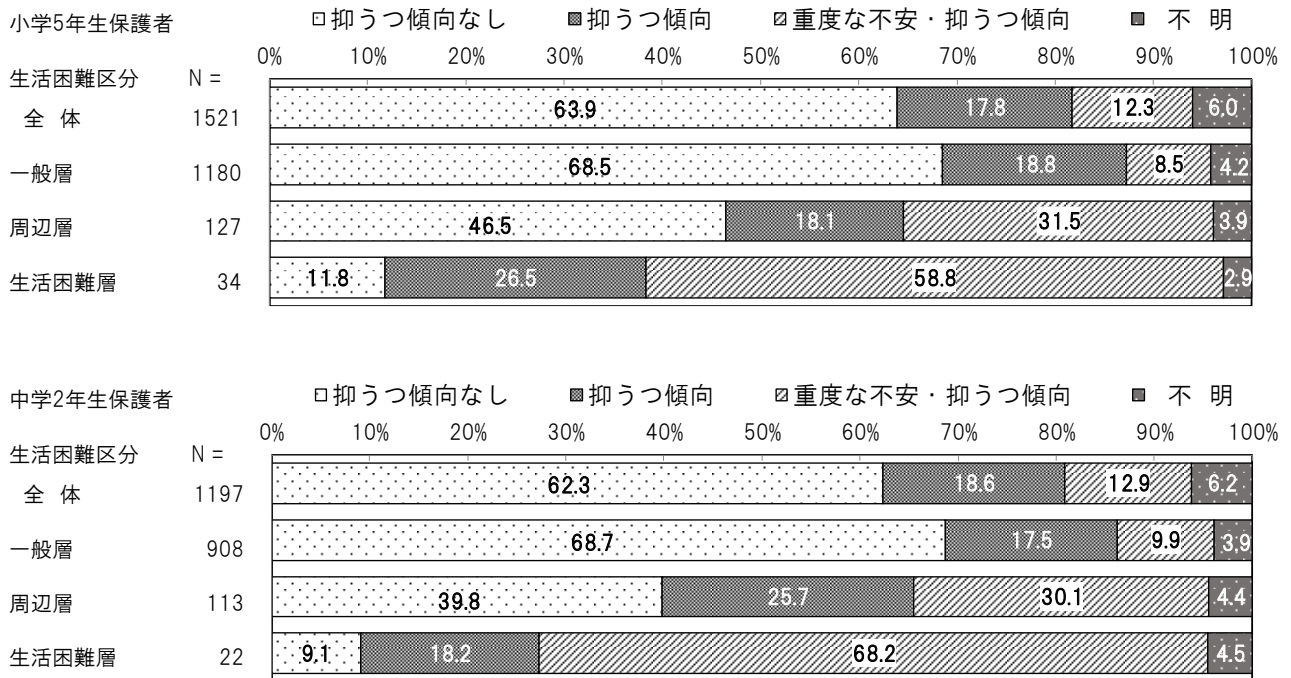
N = 2569



## 5) 保護者の心理的な状態

保護者の心理的な状況について、「周辺層」や「生活困難層」において、重度な不安・抑うつ傾向の割合が高い傾向にあり、さらには、小学5年生より中学2年生の保護者の方がその傾向が強くなっています。

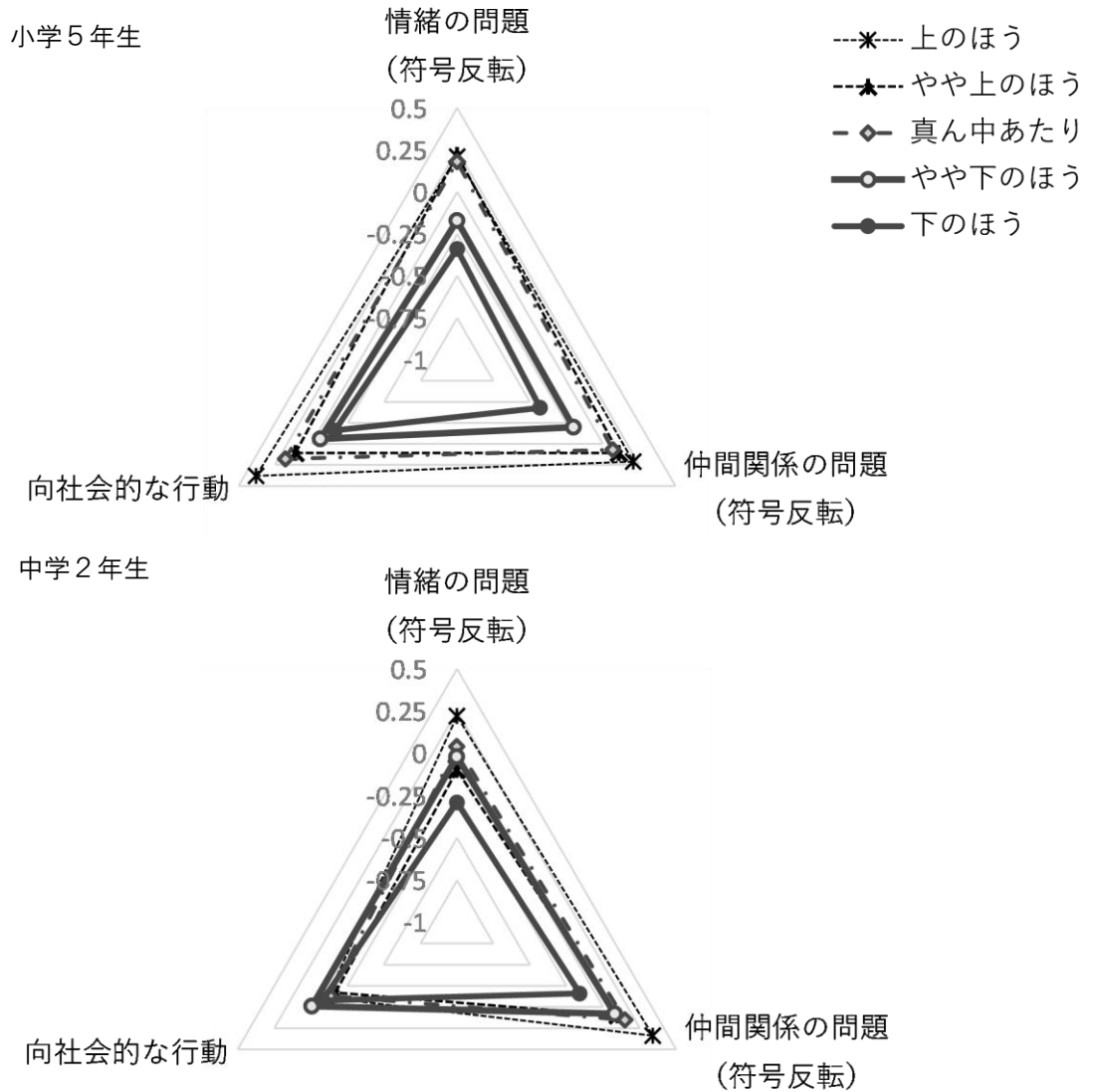
【保護者の抑うつ傾向】



## 6) 子どもの心理的な状態

クラスの中での成績ごとの子どもの心理的な状況について、小学5年生は、成績が高いほど情緒および仲間関係の問題、向社会性\*の行動はよい状態です。中学2年生は、成績が高いほど情緒および仲間関係の問題がおおむねよい状態ですが、向社会性の行動については明確な違いはありませんでした。

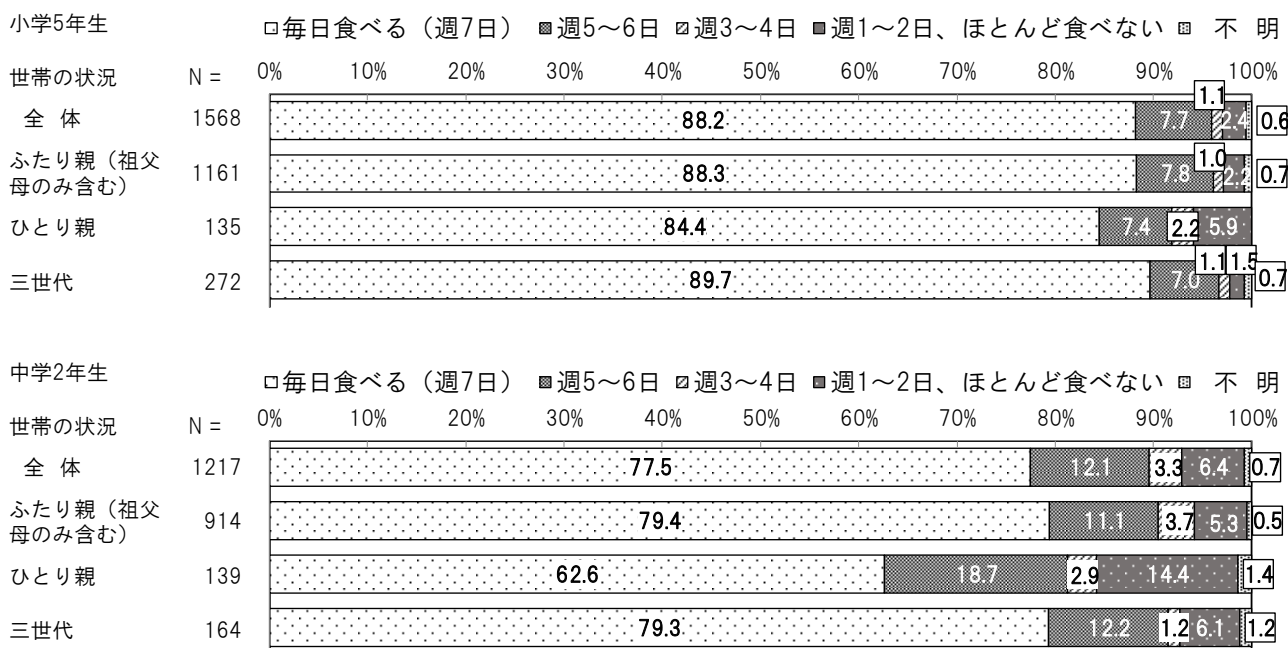
【クラスの中での成績ごとの子どもの心理的な状況】



## 7) 日常的な生活の状況

朝食の状況について、小学5年生の「ひとり親」世帯では、「週1～2日、ほとんど食べない」が5.9%と、それ以外の世帯と比べて高くなっています。中学2年生の「ひとり親」世帯では、「週1～2日、ほとんど食べない」が14.4%と、それ以外の世帯と比べて高くなっています。

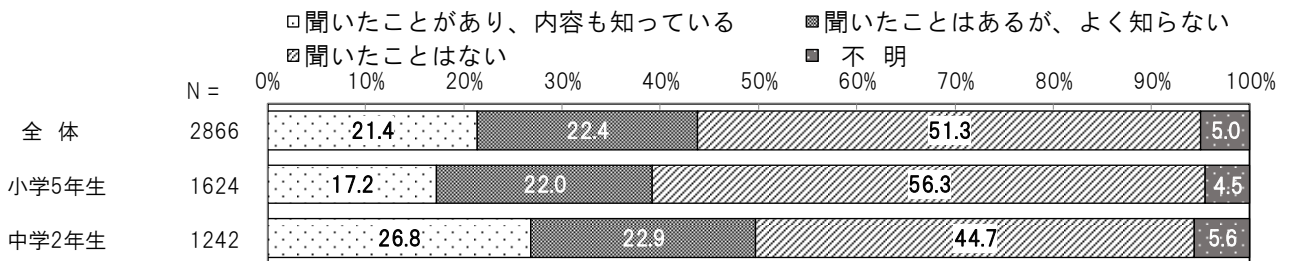
【朝食の状況】



## 8) ヤングケアラーの実態

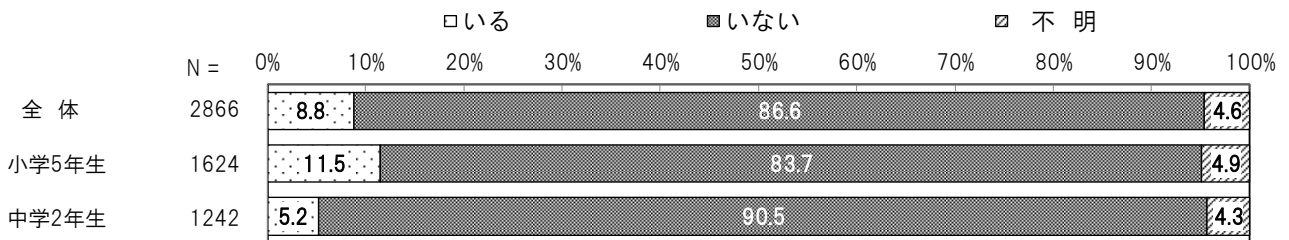
ヤングケアラー\*を「聞いたことはない」が全体の5割を占めています。

【ヤングケアラーの認知度】



世話をしている家族がいる小学5年生は 11.5%、中学2年生は 5.2%です。

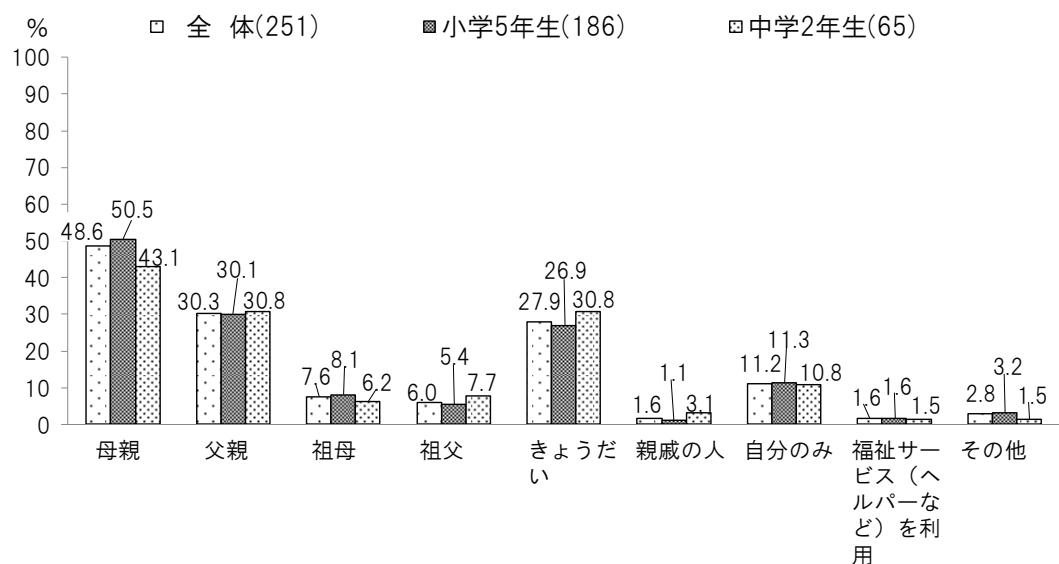
【世話をしている家族の有無】



そのうち、「自分のみ」で世話をしている小学5年生、中学2年生は、1割います。

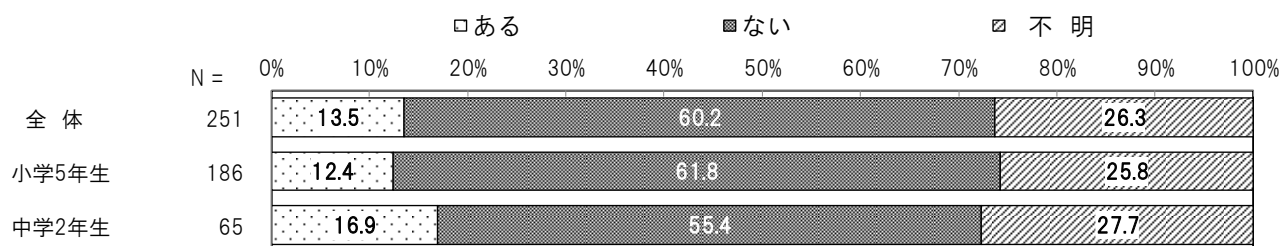
### 【世話を一緒にしている人】

N = 251



世話について相談したことがない小学5年生は6割、中学2年生は5割を超えています。

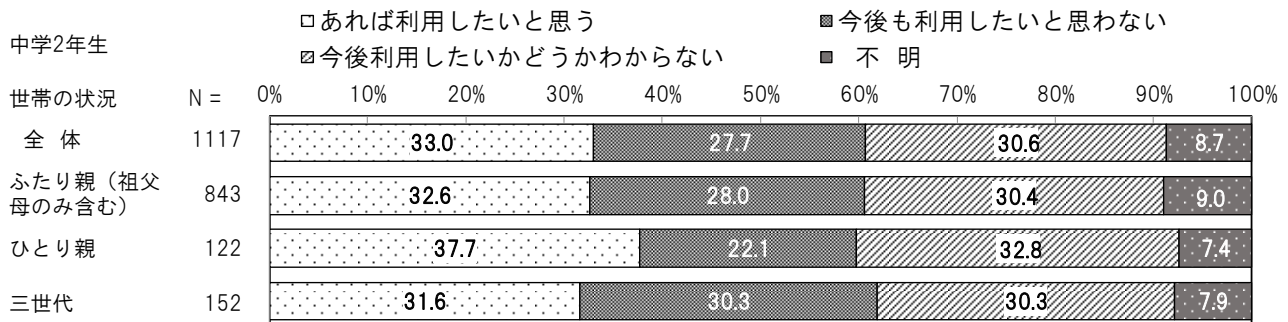
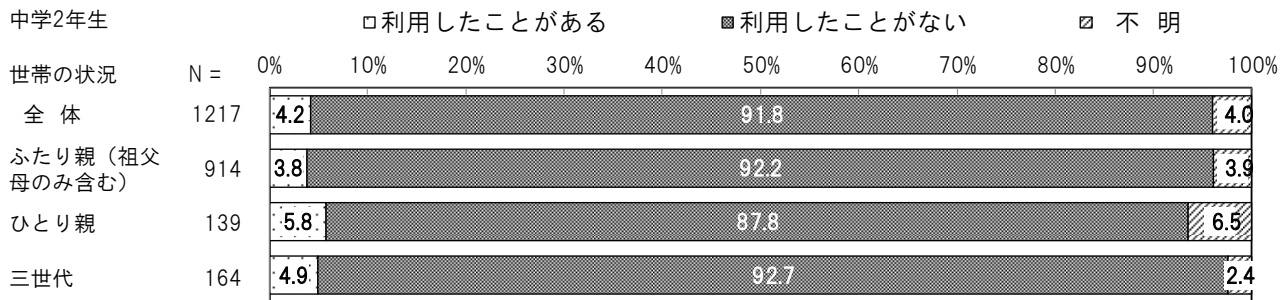
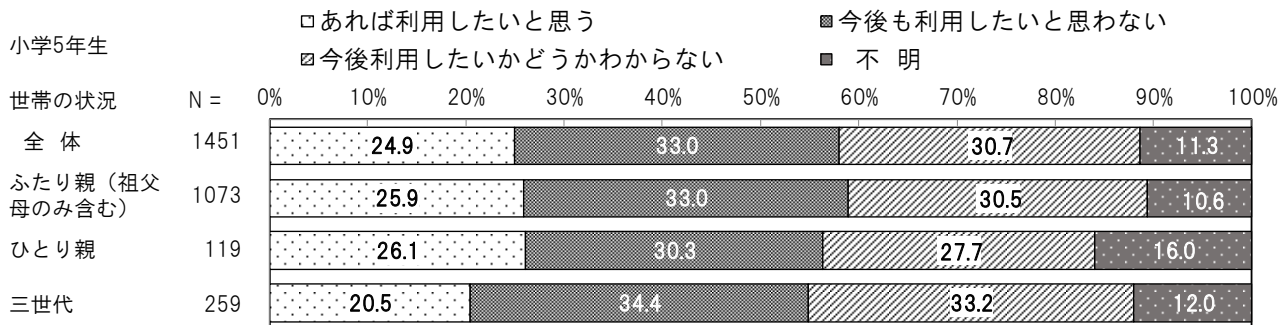
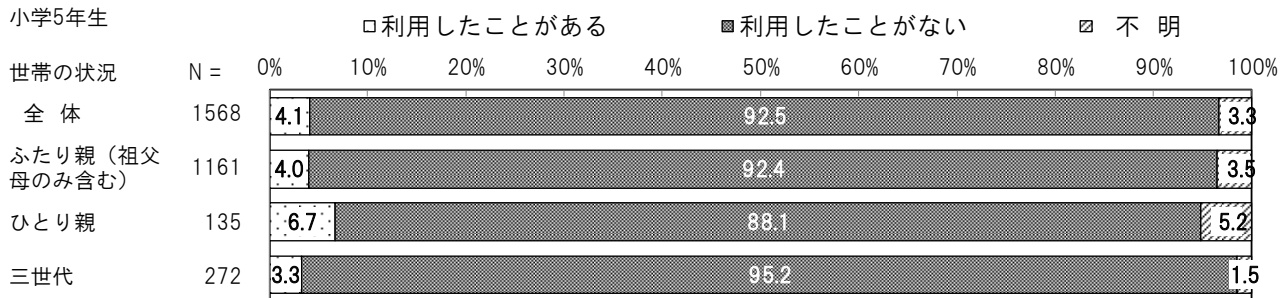
### 【世話について相談した経験】



## 9) 支援の状況や効果等

勉強を無料で見てくれる場所を「利用した」のは、「ひとり親」世帯で小学5年生が6.7%、中学2年生が5.8%です。また、各層において「あれば利用したいと思う」のは、小学5年生が20%、中学2年生が30%を超えており、潜在的なニーズは高いと考えられます。

【勉強を無料でみてくれる場所の利用状況とニーズ】





## 7 春日部市の困難を抱える子どもの課題

### 1) 子どもが抱える困難を超えて自立\*する環境づくり

#### ○多様な経験を通じた成長機会の確保

生活に困難を抱える世帯については、学力（認知能力）だけでなく、成長し課題解決に向かう力（非認知能力）に差がある状況が見られるため、多様な経験を通じた成長を支えることが課題となっています。奨学金や助成金活用の奨励や学習支援の場の拡充によって平等な学習機会を提供し、子どもたちが将来に希望をもって生活できる環境を整備することが必要です。

#### ○生活を支えるための相談や活動とその広報

電話やネットを含む子どもが気軽に何でも相談できる場所が求められており、SNSでの相談体制の整備と、社会福祉士や精神保健福祉士などの配置を行い、子どもが相談しやすい体制づくりが必要です。また、困っている状況にあるときにどこに相談すべきか迷わないよう、広報の強化により支援策の認知度を向上させることや、利用利便性を向上させていくことも必要です。

一日の食事を給食に頼るなど、日々の食事に困っている子どもは各校に存在すると推測されます。そのような子どもの状況を把握し、子ども食堂\*をはじめとした居場所や食事の機会の充実が求められます。一方で、子ども食堂に来る人は食に困っているからというよりは、居場所として利用しているという実態もあります。利用したい人へ情報が届きづらいという現状があるため、広報の強化など市と地域団体が協力・連携し、居場所としてはもちろんのこと、食の支援が必要な人へ情報が届くような体制を整備していくことが必要です。

#### ○自立に困難を抱える家庭のニーズ把握とつながる環境

虐待リスクが高い家庭や養育環境等に課題を抱える子どもに対して、安心・安全な学校や家以外の居場所を提供できることが重要です。子ども食堂のように、食事の提供だけでなく居場所としても利用できる場や、学習支援の場を子どもの潜在的なニーズに応じて整備・拡充していく必要があります。

高校生については、埼玉県では毎年約1%の若者が中途退学しており近年減少しています。高校中退後は非正規労働者になることが多く、就職活動の長期化や中退により学校を離れて、友人内や家庭での孤立、先生などの相談相手がいない状況が見られます。こういった若者を支援するため、地域若者サポートステーション\*やハローワークでの就業支援につなぐ環境や、地域の企業における受け入れのコーディネートが求められています。

## 2) 子育て家庭の負担を軽減するための地域の支援体制づくり

### ○家庭の状況の把握による効果的な対応

経済的に生活が困難な世帯は保護者の子どもへの関わり方が少ない傾向があるなど、家庭環境が子どもの成長に影響を及ぼしています。本当に必要としている世帯に支援を届けることが重要であり、困難を抱える家庭の状況を把握した上での効果的な対応が求められます。

### ○ひとり親世帯の困りごとへの対応

ひとり親世帯は学校行事への参加頻度が少なく、子育てに困難を抱えている保護者が精神疾患も抱えている場合など、複雑な状況がみられ、保育園・幼稚園、学校をはじめ、支援者や支援団体、春日部市などの機関同士の横のつながりが重要になっています。保育園・幼稚園の状況が学校に伝わらなかったり、子どもが成長するにつれて心の不安を抱える保護者が多い、あるいは、日本語がわからない外国人が増えているなど、子育てに苦勞する状況が見られ、同じ悩みを持つ親同士がつながったり、気軽に早い段階から相談できる環境づくりが求められています。一方で、重要な事柄や経済的な相談相手がいない状況がみられ、適切な専門機関につなぐための支援が求められています。

### ○家庭内の困りごとに対応するためのきめ細かく重層的\*な体制

養護（虐待）相談件数は増加しており、児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの権利を侵害する行為であり、虐待防止につながる相談体制の充実が課題となっています。何らかの支援を要する家庭はほとんどの保育園で確認されています。一方で疾病や虐待などは実態として確認できますが、経済的な困難については把握できていない傾向があり、訪問による実態の把握が有効である状況が見られます。また、子どもが家庭で過ごすときの支援は少なく、保護者が希望しないと支援することができないため、支援につながりにくい状況があります。これまで以上に地域ぐるみの支援ネットワークを整備するとともに、支援のすき間に落ちてしまっている家庭とどのようにつながり、支援につなげるかについて、関係機関で工夫をこらし、重層的な連携体制の強化が課題となっています。

### 3) 困難を抱える家庭の生活基盤を整える環境づくり

○ひとり親以外も含めた生活困窮世帯が支援につながるための情報提供や相談体制

ひとり親家庭の数は、近年減少に転じましたが、離婚は成立していない実質的なひとり親家庭が困難な状況を抱えていることから、生活が困窮している子育て世帯への支援が急務です。経済的な生活への支援、就労支援とともに、行政支援策を知らない世帯が支援につながるために、積極的に対象者に情報を届け、利用につなげるための包括的な支援が求められています。また、埼玉県平均と比べてひとり親世帯が多く、特に転入したひとり親家庭が地域とのつながりを確保するため、ひとり親同士の交流の場や子育てを地域で支援する環境づくりが求められています。

相談窓口の種類が多くて困っていたり何を相談したらよいか分からない、同じ立場の人と悩みを共有したいなどの声があり、相談につながるまでについても支援が必要です。さらに、ひとり親家庭の就労支援としての保育と合わせて、一時的・緊急時の短期の保育ニーズに対応する保育・教育の提供体制や、就労に結びつく資格取得の支援、日常的に接している機関から専門機関につなぐ窓口機能の強化が期待されています。

○離婚後の養育費の確保

離婚後に養育費を受け取っていない世帯ほど生活が困難であることから、養育費についての取り決めとその実行がなされるための支援が求められています。

#### 4) ヤングケアラーの状況に気づき、改善に向かう必要性

ケアラー支援に関する条例を令和 2 年 3 月に埼玉県が全国で初めて制定し、令和 3 年 3 月には「埼玉県ケアラー支援計画」が策定されました。

本市の生活状況アンケート調査結果によると、ヤングケアラーの自覚があるのはわずか 1.5%、ヤングケアラーを知らない人が全体の半数に及び現状がありますが、一方で家庭から情報を得にくい虐待より、ヤングケアラーの方が周囲が状況を把握しやすいため、ケアをしている子ども自身が、自分が当事者であることに気づき、また関係機関や周囲の大人への啓発を行い、ヤングケアラーへの認識の向上が求められています。

ヤングケアラーの状況は一人一人異なっており、「家族以外の人に相談しにくい」、「誰かに相談するほどの悩みでもない」と考える人もいます。本市の生活状況アンケート調査結果からも、悩みを相談したことがない割合は半数を超えています。

ヤングケアラーに対して日常的な家事を支援する事業はあるものの、相談できる環境がないと必要な支援が届かない場合もあります。適切な支援へつなぐため、それぞれの心理に配慮した相談体制づくりや関係機関と連携していくことが求められています。

#### 【ヤングケアラーとは】

**ヤングケアラーはこんな子どもたちです**

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

 <p>障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている</p>	 <p>家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている</p>	 <p>障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている</p>	 <p>目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている</p>	 <p>日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている</p>
 <p>家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている</p>	 <p>アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している</p>	 <p>がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている</p>	 <p>障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている</p>	 <p>障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている</p>

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga